

令和8年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会
代表者会議 議事録

1 開催日時 令和8年8月3日（月） 10:00～12:00

2 開催場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

船橋市医師会	理事	大塚	佳子
船橋歯科医師会	副会長	塚越	明
千葉県助産師会船橋地区部会	地区部会長	伊藤	志保
船橋市自治会連合協議会	副会長	加瀬	武正
船橋市民生児童委員協議会	理事	金子	千代美
船橋市社会福祉協議会	常務理事	小出	正明
船橋福祉相談協議会	理事長	宮代	隆治
児童養護施設おんちょう園	園長	上林	大輔
母子生活支援施設青い鳥ホーム	施設長	山本	裕子
船橋市保育協議会	副会長	豊田	和子
船橋市PTA連合会	会長	佐原	摩貴子
船橋人権擁護委員協議会	会長	鈴木	登
船橋市里親会ふなさと	会長	岩橋	泉
船橋青い空こどもクリニック			
児童家庭支援センタールーチェ	顧問	松本	歩美
千葉県女性サポートセンター	所長	太田	由美
千葉県船橋警察署	生活安全課長	内間	康二郎
こども家庭部長		鈴木	尚哉
地域子育て部長		小澤	洋一
学校教育部長		長谷川	右

(2) 事務局

健康福祉局こども家庭部こども家庭センター

所長	吉澤	健一
所長補佐	久保	明子
統括支援員	村山	康子
専門幹	岩澤	早苗
副主幹	増渕	智美

係長	飯村	沙矢加
主任主事	嘉茂	啓人
主事	山本	眞也

(3) 関係部局

健康福祉局 こども家庭部 児童相談所

総務主幹	横山	佳央
------	----	----

健康福祉局 こども家庭部 こども政策課

課長	狩野	宗秀
課長補佐	石原	康司

4 欠席者

健康福祉局長

安保	壮一郎
----	-----

船橋市私立幼稚園連合会

会長	尾木	修介
----	----	----

千葉県船橋東警察署

生活安全課長	奥田	雅彦
--------	----	----

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

(1) 船橋市要保護児童及び DV 対策地域協議会の概要及び取り組み状況

(2) 船橋市支援対象児童等の支援体制について

(3) 児童死亡事例対応検証報告書への対応について

(4) 関係機関の取り組み状況

① 千葉県女性サポートセンター

② 船橋警察署

③ 船橋東警察署

(5) 児童相談所及びこども家庭センターの取り組み状況

① 千葉県市川児童相談所

② こども家庭センター

6 傍聴者の定員、実数 定員 5 人 実数 2 人

7 議 事

【事務局 こども家庭センター所長補佐】

本日は、お忙しい中、令和8年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会代表者会議にご出席いただきありがとうございます。

私は、進行役を務めさせていただきますこども家庭センターの久保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様事前に送付させていただきました資料は、「次第」「代表者会議委員名簿」及び席次表

資料1 「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の概要及び取り組み状況」

資料2 「船橋市支援対象児童等の支援体制について」

資料3 「児童死亡事例対応検証報告書への対応について」

資料4 「千葉県女性サポートセンター様の資料」

資料5 「千葉県船橋警察署様の資料」

資料6 「千葉県船橋東警察署様の資料」

資料7 「千葉県市川児童相談所様の資料」

資料8 「こども家庭センターにおける相談実績等」

只今申し上げました資料の不足がございましたらお持ちしますが、不足はありませんでしょうか。

続きましてマイクの操作方法のご説明をいたします。

ご発言をいただく際にはマイクのスイッチを押していただき、赤いランプがつかましたらご発言いただき、ご発言が終わりましたら再度マイクのスイッチを押し赤いランプを消していただきますようご協力をよろしくお願いいたします。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。初めに当協議会の会長の職についてご説明します。

当協議会会長であります、船橋市健康福祉局長安保が、所用により欠席しておりますので、協議会設置要綱第5条第3項の規定に基づき、本日はこども家庭部長が、会長の職務を代理します。

それでは、次第1、こども家庭部長鈴木よりご挨拶申し上げます。

〔1〕こども家庭部長挨拶

【鈴木会長代理】

只今紹介のありました、こども家庭部長の鈴木でございます。只今の事務局の説明のとおり、本来であれば、本協議会会長であります健康福祉局長の安保がご挨拶申し上げるところではございますが、会長職務代理として私がご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会代表者会議」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃より、本市の健康・福祉行政にご理解ご協力を賜りまして心より感謝申し上げます。

本市にとりましては、本年度はこども家庭支援体制の大きな転換期となる1年です。令和8年4月にはこども家庭センターを開設し、さらに7月には船橋市児童相談所を開設しました。

こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期までのこどもと家庭に対する幅広い相談支援に対応し、また児童相談所では養育困難などの相談や一時保護、児童養護施設への入所措置などを行うこととなり、虐待の未然防止から初期対応、施設などへの措置、在宅での支援までを切れ目なく一貫して行うことができるようになりました。

今後も、両機関それぞれの特性を生かしながら連携し協働することで、より迅速かつ切れ目のないきめ細やかな支援を行ってまいります。

児童虐待に関しましては、こども家庭庁が発表した全国の児童相談所における令和6年度の児童虐待相談対応件数は22万3,691件に上り、依然として高い水準で推移しており、本市の相談受付件数においても依然、高止まりの状況が続いております。

虐待の背景には家庭の孤立や養育不安、経済的困窮、DVなど様々な要因が複雑に絡み合っており、1つの機関だけで解決できる課題ではありません。

本市では、こども家庭センターと児童相談所がそれぞれの専門性を活かしながら車の両輪となり、警察、医療、教育、福祉など関係機関の皆様と連携をさらに深めながら、地域全体でこどもと家庭を支える体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

本日は、本会議を構成する委員の皆様等から相談件数や取り組みに関してご報告いただく予定でございますので、皆様からの忌憚のないご意見・ご指摘を頂戴したくよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

[2]委員紹介

【事務局 こども家庭センター所長補佐】

続きまして、今年度最初の会議でありますので、委員の皆様方を私からご紹介させていただきます。

船橋市医師会 理事 大塚 佳子 様でございます。

船橋歯科医師会 副会長 塚越 明 様でございます。

千葉県助産師会船橋地区部会 地区部会長 伊藤 志保 様でございます。

船橋市自治会連合協議会 副会長 加瀬 武正 様でございます。
船橋市民生児童委員協議会 理事 金子 千代美 様でございます。
船橋市社会福祉協議会 常務理事 小出 正明 様でございます。
船橋福祉相談協議会 理事長 宮代 隆治 様でございます。
児童養護施設おんちょう園 園長 上林 大輔 様でございます。
母子生活支援施設青い鳥ホーム 施設長 山本 裕子 様でございます。
船橋市保育協議会 副会長 豊田 和子 様でございます。
船橋市私立幼稚園連合会 会長 尾木 修介 様でございますが、本日はまだお見えになっておりません。

船橋市PTA連合会 会長 佐原 摩貴子 様でございます。
船橋人権擁護委員協議会 会長 鈴木 登 様でございます。
令和8年4月1日より委員となりました、船橋市里親会ふなさと 会長 岩橋 泉 様でございます。

同じく令和8年4月1日より委員となりました、船橋青い空こどもクリニック児童家庭支援センター ルーチェ 顧問 松本 歩美 様でございます。

千葉県女性サポートセンター 所長 太田 由美 様でございます。
千葉県船橋警察署 生活安全課長 内間 康二郎 様でございます。
千葉県船橋東警察署 生活安全課長 奥田 雅彦 様でございますが、本日、公務のため欠席となります。

なお、千葉県市川児童相談所様につきましては、令和8年7月1日より船橋市児童相談所開設に伴い、令和8年6月30日をもって任期満了となりましたことをご報告いたします。

続きまして、市の委員をご紹介します。

健康福祉局長 安保 壮一郎 でございますが、本日所用により欠席でございます。

こども家庭部長 鈴木 尚哉 でございます。

地域子育て部長 小澤 洋一 でございます。

学校教育部長 長谷川 右 でございます。

それでは、当会議につきましては、規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、この後の議事の進行は、こども家庭部長が行います。

こども家庭部長よろしく願いいたします。

【鈴木会長代理】

では、ただ今より、令和8年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会代表者会議を次第に沿って進めてまいります。

本日の会議は22名の委員のうち、現時点で19名にご出席いただいております。

り、当協議会設置要綱第10条第2項に規定のある、過半数の定足数に達しておりますことを報告いたします。

また、会議の公開・非公開につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき、非公開とする要件に当たらないため、全て公開としております。会議終了後には、会議資料、会議録を市のホームページに掲載しますことをご報告申し上げます。次に傍聴についてご報告いたします。本日の傍聴者の定員を5名としますことは事前に、市のホームページに掲載させていただいており、事前に傍聴を受け付けました結果、本日の傍聴者は2名ということで事務局から報告を受けております。それでは、傍聴の方に、これから入場していただきます。

傍聴の方に申し上げます。配布しました傍聴にあたっての注意事項を遵守するようにお願いします。

それでは、本題の議題に入ってまいりたいと存じます。

議題（１）船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の概要及び取り組み状況について、こども家庭センターから説明してください。

[3]議題（１）船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の概要及び取り組み状況について

【こども家庭センター所長】

こども家庭センター所長の吉澤でございます。

令和8年4月よりこども家庭センターを開設したことに伴い、当協議会の事務局につきましても、旧児童相談所開設準備課から、こども家庭センターへ移管しましたので、私より協議会の概要及び取り組み状況について説明させていただきます。

お配りしております資料1をご覧ください。

1. 当協議会についてでございます。

当協議会は、児童福祉法第25条の2第1項の規定により設置しております。船橋市では、協議会の名称に示す通り、こどもの虐待と関連の深い「DV防止法」による被害者の保護及び「女性支援法」による困難な問題を抱える女性への支援も含め「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」として設置し、平成19年4月から、行政だけでなく地域の様々な関係機関、関係者の方々と連携して、虐待を始めとする支援対象児童等に対する適切な支援を図る体制を整えております。

次に、2. 当協議会の構成をご覧ください。

市内の関係機関、関係者及び行政機関などによる支援のネットワーク構成図となっております。

こちらの図は当協議会が、4つの会議体で構成していることを示しており、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討会議の4つの会議体を設けて協議を行っております。

本日の代表者会議につきましては、関係機関の代表者の方々にご出席を賜り、前年度の取り組みに対する評価や今後の取り組みなど、支援に関するシステム全体を検討する場となっております。

2ページをご覧ください。

3、当協議会 令和7年度の取り組み状況を報告いたします。

① 代表者会議についてです。代表者会議は、今ほどご説明した通り支援に関するシステム全体を検討する場となっております。令和7年度は7月に開催いたしました。各委員の方々からの活動報告や意見交換が行われ、船橋市からは児童相談所の設置について報告させていただきました。

② 実務者会議についてです。実務者会議は、支援対象児童等に関する定期的な状況把握に基づき、支援方針の見直しや情報交換、課題対応の検討などの協議を行う場です。

令和7年度より、これまで月1回開催していた実務者会議ですが、支援対象児童等全体の進行管理、関係機関連携の強化を目的として年4回開催する「全体会議」と各ケースの個別具体的な進行管理を目的として月1回開催する「進行管理会議」に区分し、会議体の機能強化を図り、実施いたしました。

まず、「②—1 全体会議」についてです。令和7年度に4回実施した各回のケースの報告件数は表のとおりです。1回に約1700～2000件、延べ7507件の支援対象児童等について報告・協議を行いました。ケース全件報告の内、特に構成員へ、周知・共有、協議が必要だと思われるケースについては、口頭報告を行い、機関連携が必要なケースについて、積極的に情報連携を図ることができました。

また、全体会議は3か月に1回の開催頻度としておりますが、支援対象児童等を早期に共有し、関係機関連携を行うことで適切な支援につなげることを目的として、毎月、構成員に対して協議会に新規で登録されたケースと終結したケースのリストを送付しております。

さらに、全体会議構成員を選出している機関の職員を対象とした研修会を実施いたしました。社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター センター顧問、そして船橋市児童死亡事例対応検証委員会 委員を務めていただいた川崎二三彦氏をお招きし、「死亡事例から考える機関連携」を取り上げ、機関連携が機能した事例と機能しなかった事例の講義を行っていただきました。

続いて、「②—2 進行管理会議」です。進行管理会議は、協議会が把握するすべての支援対象児童等についての定期的な状況把握、主担当機関の確認及び

支援の見直し等を行う場となっております。口頭報告をする基準を設けることで、口頭報告を増やし、詳細な情報共有を行うことで、よりきめ細やかで丁寧な進行管理を行うことを目的に、毎月1回、家庭児童相談室と市川児童相談所船橋支所の実務担当者間で開催をしました。令和7年度に実施した毎月の口頭報告件数は表のとおりです。毎月約50～70件、延べ765件の口頭報告を実施いたしました。主担当が変更されたケースや一時保護が解除されたケースについてもその後の状況について報告を行うことで支援経過を双方が確認でき、支援の停滞を防いでおります。

4ページをご覧ください。

③個別ケース検討会議についてです。個別ケース検討会議は、個々の支援対象児童等について関係機関が集まり、問題点や支援経過の報告と評価、具体的な支援内容や役割分担などを検討・協議する場です。

令和7年度は、122回開催いたしました。状況把握や問題点、緊急度の確認、具体的な支援の内容等の検討の他、役割分担の決定や認識の共有、支援計画の検討などを行い、会議終了後は情報の齟齬を防止するために支援する関係機関等へ会議録を共有しております。

④居住実態不明児童等対応検討会議についてです。こちらは、居住実態が把握できない児童が発生した場合、関係各課が所有する情報を共有することで、児童の安全を速やかに確認することができることを目的としています。

令和7年度は対面形式で1回開催しました。対象児童は毎月集約し、計14名の児童について調査を実施し、うち10名は東京入国管理局への出入国の記録照会の結果で出国を確認、4名は居住実態が確認できたため、年度内に終了しています。

5ページからは、当協議会設置要綱となります。

8ページ中段の第6章 第24条の「守秘義務」についてご説明いたします。

児童福祉法第25条の5の規定により、協議会の構成員の方々につきましては委員の期間だけでなく、委員でなくなった後につきましても協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないという守秘義務が課せられております。この点につきましてご留意・ご承知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

【鈴木会長代理】

では、一旦ここで質問をお受けしようと思います。議題（1）の協議会の概要及び取り組み状況につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

【大塚委員】

船橋市医師会の大塚です。

児童相談所の所長さんと席次表にはあるのですが、名簿にはなくて普段は出席される予定ですか。

【鈴木会長代理】

児童相談所の所長は今までは外部の千葉県の方でしたので委員として、委嘱状を交付しておりましたが、今回職員になりましたので特に委嘱や名簿にも掲載はしておりませんが、基本的には所長は毎回出席する予定です。

本日も出席する予定で名札は奥野と書いてあるのですが、急に緊急受理会議が入りまして申し訳ないですが、本日急遽欠席となり、総務主幹の横山が代わりに出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩橋委員】

船橋市里親会の岩橋です。

7年度の状況報告かと思いますが、令和8年度から里親会団体、里親支援機関がどう関わっていけるのかっていうところを前向きに検討していただければと思い、意見としてあげさせていただきます。

【こども家庭センター所長】

こども家庭センターの吉澤でございます。ご意見ありがとうございました。まさに今おっしゃった通り、こども家庭センターといたしましても家庭に対する支援に当たっては行政が提供するサービスに加えて、民間団体等による多様な支援が重要な役割を果たすと認識しておりますので、今後皆さんと何ができるか協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

【鈴木会長代理】

他にないようでしたら、次に、議題（２）の船橋市支援対象児童等の支援体制について、説明をいただきたいと思います。最初に、船橋市児童相談所より説明をお願いします。

【児童相談所 総務主幹】

児童相談所総務主幹の横山でございます。

先ほどのお話がございましたけれども、本日所長の奥野が出席する予定でしたが、緊急案件が入ったということで私の方で参加させて頂きました。私の方

からご説明をさせていただきます。

まず1. 船橋市児童相談所についてでございます。上の方に組織図がついてございまして、こういった体制で、今現在7月から児相の運営を行っているというところでございます。7月1日開設時点で13係181名ということで、これは県から派遣職員も今受け入れておりますので、それを含めて181名ということでございます。下の方に書いてございますが、これは会計年度任用職員32名を含んだ数字でございます。

船橋市児童相談所には、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士、保育士、児童指導員など多くの専門職が配置され、こどもが有する問題や真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に適切な援助を行います。また、関係機関等を適切な協働・連携、役割分担を図りながら、こどもに関して専門的な知識や技術を必要とする相談に応じます。児童相談所の基本機能である相談機能、一時保護機能、措置機能により、虐待通報への対応及びその支援を行うことに加えて、一時保護や里親委託、施設入所措置、家庭裁判所送致等の権限行使、司法機関からの送致や通告等による非行相談や療育手帳の判定等の障害相談なども担当しております。

7月1日開設時の所管件数でございます。こちらが全体1619件、1441件が在宅支援、178件が施設入所措置で、内訳といたしましては、県市川児童相談所船橋支所からの引継ケースが1229件。6月までございました児童相談所開設準備課からのケースが390件でございます。また、県市川児童相談所で一時保護されていた児童は31名、その内、24名は一時保護所で保護、7名は施設等に一時保護委託しているところでございますが、一時保護所で保護している児童は7月1日から段階的に船橋市児童相談所一時保護所に移管している状況でございます。

【こども家庭センター所長】

続きまして資料2、「こども家庭センター」について説明いたします。

こども家庭センターは、令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村に設置が努力義務とされた相談支援機関です。これまで、市町村に設置されていた、児童福祉分野と母子保健分野の機能を一体的に運営することで、妊娠期から出産、子育て期を通じて、こどもと家庭への切れ目のない支援を行うことを目的としています。

本市においても、令和8年4月にこども家庭センターを設置しておりますが、本市こども家庭センターでは、児童福祉機能と母子保健機能に加えて、ヤングケアラー相談、ひとり親家庭等相談、女性相談等のこども子育てに関する総合相談機関となっております。

7月1日現在、常勤職員と会計年度任用職員を含め、5係72名の体制で日常的な子育て等の不安や疑問の解消のほか、福祉的な支援が必要な家庭まで幅広い支援を行っております。また、関係機関と連携しながら、それぞれの家庭状況に応じた支援を調整し、必要なサービスへつなぐ役割も担っています。

4月1日時点では旧家庭児童相談室からこども家庭センターへのケース移管が児童福祉分野で281件、母子保健分野で235件、合計516件ございました。また、開設後7月1日時点でのこども家庭センターの支援対象児童数は児童福祉分野が303件、母子保健分野が238件、合計541件となっております。市児童相談所を含む関係機関と連携を行いながら、引き続き相談支援体制の充実を図ってまいります。

【児童相談所 総務主幹】

続きまして3ページをご覧くださいませでしょうか。3.「船橋市児童相談所とこども家庭センターの役割分担」、続きまして、4.「取りこぼしを防ぐための両機関の受付体制及び支援の流れ」につきまして、児童相談所よりご説明させていただきます。

では3ページ3番でございます。

船橋市児童相談所では虐待通告の対応やその後の支援と専門的知識や技術を必要とする相談を中心に行います。また、一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや家庭裁判所からの送致等を含めた非行相談や療育手帳判定等の障害相談なども担当いたします。

一方、こども家庭センターではこどもや保護者に対する寄り添い伴走型の支援が必要なケースを中心に対応いたします。虐待以外の養護相談や性格行動相談、育児相談等のポピュレーションアプローチ、全てのこどもや子育て家庭を対象とした事業等から、ハイリスクアプローチ、家庭状況や経済状況等に課題があり、より集中した支援を要する家庭を対象とした支援まで幅広い相談支援を実施することで虐待の未然防止に取り組んでいます。

両機関はそれぞれが対応・支援するケースについて、状況変化に応じて逐次情報共有・連携し、切れ目のない支援を実施いたします。

その下のこども家庭相談における役割分担ということで、模式図というか簡単な図がございます。

境目はなかなかはっきり分けることはできないんですけれども、すごく大雑把に言いますと、重度虐待等につきましては児童相談所で、下の方のポピュレーション等につきましては、こども家庭センターということで担当いたしまして、その真ん中につきましては、それぞれ連携しながら支援を行っていくという状況でございます。

続きまして4番です。取りこぼしを防ぐための両機関の受付体制及び支援の流れでございます。児童相談所とこども家庭センターはそれぞれの受理会議において情報整理や初期判断を行った後、合同受理会議を開催し、受付内容を共有した上で、主担当の取り決めを実施いたします。これにより支援の重複や漏れを防ぎ家庭の状況に応じた適切な支援に繋がっています。

また月1回の進行管理会議では、相互に全件ケースの進捗状況や支援内容を確認し、課題の整理や支援方針の見直し、意見交換を行うことで継続的かつ一体的な支援体制の強化を図っています。

4ページにつきまして、週1回の引継ぎ会議では、ケースの状況により、児童相談所とこども家庭センター間でケースの受け渡しや役割分担、支援方針の共有を実施いたします。さらに共通の児童相談システム等を活用し、迅速かつ確実な情報共有を行うことで、関係機関との円滑な連携や緊急時の迅速な対応に繋がっております。

このように児童相談所とこども家庭センターがそれぞれの特性を生かしながら連携・協働することで、児童虐待の防止及び早期発見、早期対応が行われるようにしています。また、相談開始時から家庭復帰後や在宅支援まで、関係機関でこどもと家庭を支える支援体制を構築することで、必要な支援が行き届くような仕組みとなっております。

その下の児童虐待通告等の受付体制及び支援の流れでございます。こちらは今説明したことが図示されておまして、上のオレンジ色のところが市の児童相談所、青色のところはこども家庭センターというところで、それぞれで受付をした案件につきましては合同受理会議を通しまして、主担当を決めるということでございます。その後それぞれで支援を行いまして、状況が変わったということがございましたら、進行管理会議や引き継ぎ会議等で連携していくというところでございます。

児童相談所から以上でございます。

【鈴木会長代理】

はい、ではまたここで質問をお受けしようと思います。議題（2）船橋市支対象児童等の支援体制につきまして、どなたかご質問ございますでしょうか。

【加瀬委員】

10年にならないかなと思うのですが、一宮に虐待を受けたこどもが集まっている施設がございますけど、そこにお邪魔した時に、その担当する先生から「虐待を受けて育ったこどもが親になった時に8割がまた虐待をする」という話を伺いました。

だいぶ前の話なのですけども、もし情報があれば「8割の子が虐待を起こすというデータ」、今でも変わらないのか、もし情報があれば教えていただきたいと思います。以上です。

【児童相談所 総務主幹】

今、8割というお話いただいたところですが、児童相談所としてそういった親から子に引き継ぐというようなことは、数字として把握はしてございませんが、一般的にはそういった話もあるということは聞いてございますので、そういったことも留意しながら、支援等を行っていきたいと思っております。以上です。

【大塚委員】

私が知っているデータはイギリスなのですけど、ちょっと年代は忘れちゃったけど、虐待をされたお子さんが、自分が親になったときに、3割は虐待をする。3割は普段はしないけどストレスがかかったときに、虐待をする。また残りの3割はしないっていうデータがあって、私はそれをちょっと信じているのですけど、何で虐待されたのに、虐待しない親になったのかっていうと、それは、「12歳までに親以外の信頼できる大人に守られたって感覚があると虐待をしない」っていうようなことがあるので、その出元が分かれば、お知らせ致します。

【上林委員】

データはとにかく私の知っている限りで、私が入職して約21年ぐらいなのですが、私は200人ぐらいのこどもたちを自立だったり、家庭復帰のお子さんたちを出していきました。私の知っている限りでは恩寵園から出ていった子に関しては、また親になったとかかなり多くいますけども、一応私の知っている限りでは、もちろん一応ゼロですね。ただ見守り家庭として入っているっていうのは1件ぐらいありますけれども、やはり大塚先生がおっしゃったように、我々は、言葉は正しいかどうかわからないんですけども、この負の連鎖を、どこかで断ち切らなきゃいけないっていう思いで業務に取り組んでおりまして、こどもたちにも、「あなたたちは、されて嫌だったことは絶対に自分のこどもにはしちゃいけないよ。そういうふうにしそうになったらいつでも頼るんだよ」って。もちろん「いつでも連絡するんだよ」っていう話はしています。なので私は20年前に出したこどもとも今でも付き合っていますし子育て相談なんかも受けており、昨日も卒園生が来てくれて、ちっちゃい赤ちゃん連れてきてくれたりとかしてくれていますので。8割というデータがどうかわか

らないんですけども、身近な船橋市の状況としては、そういった状況ではありません。以上です。

【鈴木会長代理】

大塚委員のお話にもありましたように、やはりこどもを支援する大人の目というのが非常に大切だと思っております。こども家庭センターや児童相談所がケースワークする上でも支援者というのは必ず重要だという視点で行っておりますので、引き続きそういう再虐待みたいなことが起こらないように取り組んでまいりたいと思います。

【松本委員】

児童家庭支援センター理事の松本です。今の続きのお話。まず1つ、虐待の連鎖は今大塚先生がお話された割合かもしれないですけども、先月ちょっと虐待に関する学会で聞いてきたお話ですと、家庭内暴力に関してはほぼほぼ連鎖してしまうことが多いということでした。女性に関しては、家庭内暴力のある家庭で育った女性がやはり家庭内暴力を受ける側になる可能性が高く、男性に関してはやっぱり暴力をする側になってしまうということが多いというふうなお話を聞きました。

それと、先ほど児童相談所の方から資料2の3ページのご説明がありました。この児童相談所とこども家庭センターの連携なんですけれども、この虐待を軽度虐待、中度、重度、最重度と分けていると、やはりどこで役割分担するのかということが、現場では課題になると思います。実際に児童家庭支援センターで現場の職員さんとお話をしますと既に虐待案件は児童相談所が行いますとか、虐待ではないのでこちらで様子を見ますとかっていう言葉が聞かれることがあります。それはやはりこの4番目の取りこぼしの軽減の点では非常に大変なことであると思っていまして、虐待なのかどうかっていう判断になってしまくと、やはり取りこぼしが起きるのではないかと思います。私はいつも不適切な養育という言葉が判断しやすいんじゃないかと思っていまして、不適切な養育はやはりこどもの育ちに影響していきます。その結果虐待に発展することもありますし、もっと大変なのはやはりこどもさんの育ちで今増え続けている不登校だとか家庭内暴力だとか、そういったことに繋がっていくこともあると思います。不適切な養育を受けているこどもはやはり全て支援しなければいけないという目線で、この課題に取り組んでいただけたらと思います。そういう意味で、今、7月から県児相から市児相に移管されたケースのお子さんたちばかりなんですけれども、そういうお子さんたちの中で取りこぼしが起きないように、重大案件のニュースを見ますと、皆さんご存知のようにやはり転居だと

か、そういったことで、移管された直後のケースが多くて、今、児童家庭支援センターでもこの7月、8月、そういったことが起きないように非常に神経を使ってフォローさせていただいているケースもあります。ぜひ力を合わせてこの7月、8月、9月にケース移管によって何かが起きたということがないように協力していければと感じております。

【児童相談所 総務主幹】

今、松本先生がおっしゃられたようにケースの振り分けというのはなかなか難しいところがあるかと思います。いろんな要素がございますので、はっきり分けられるかということそういったことはないのかなとは思いますが、いずれにしてもこども家庭センターとも、連携をいたしまして、全体のケースの中から取りこぼしがないようにということはやっておりますので、区分としてはその虐待と虐待じゃないってということで、うまく分けられないケースもあるかと思いますが、いずれのケースにつきましてもどちらかの所管の方で、対応するというような体制は今後もとってまいりたいと思っております。以上でございます。

【岩橋委員】

この場で意見するのが適切かはわからないんですけども、こどもを救っていただくこの支援体制の中で虐待をしてしまった親御さんとかDVをしてしまう大人に対する支援をしている団体とも連携して、やっぱりこどもが親との関係性を切れない中で生きていく上で、大人への支援というのも大切なと思っていますので、その辺も船橋市としてどうしていくかをきちんと進めていただければと思っております。以上です。

【こども家庭センター所長】

ご意見ありがとうございます。今おっしゃったように先ほど私も申し上げましたが、地域の様々な支援団体ある中で、今後もまた大人の支援というところもやはり考えて、全体で船橋市として守っていくというところの考え方というのはしっかりやっていきたいなと考えております。以上でございます。

【鈴木会長代理】

先ほどの松本委員からのお話で、7月、8月、県児相から船橋市児相へのケース移管、ここで取りこぼしなくきちんと対応できるようにというお話だったと思います。既に本市の開設準備段階から児童福祉司を船橋支所に派遣しまして実際ケースワークを県の職員と一緒にやっていました。先日、児相の方針会

議を出席して様子を見させていただきましたが、県児相で、次回報告がいつだっていうふうに決まっているものについて、その期日通りに進めて現状の報告、支援方針の見直しなどをやっておりました。引き続き確かに所管機関が変わるタイミングっていうのは何かと問題が起こりやすい時期だと思います。そのあたりは児童相談所の方も気を引き締めて、きちんと当たってもらいたいと思います。

【豊田委員】

案件の詳細については申し上げられないのですが、他市から受け入れている要保護のお子さんがいらっしやいまして、他市と船橋市を出たり入ったりした経緯がございました。出ていくと、もうそちらの保育園の現場と他市で案件を見守ってくださいという形になっているのですが、実際保育園は、他市からの受け入れってことでそのお子さんを受け入れている。なので、その他市のところだけではなくて、やっぱり船橋市さんにも関わっていただきたいという現場の意見がございまして、そういう出たり入ったりするようなお子さんも保育園にまだ籍が残っている以上は、やはり他市と船橋市とちゃんと保育園とで、きちんと連携できるような体制を作っていただけたらありがたいなというふうに思います。船橋市さんの方にはちょっと相談に一時入れたときには、もう他市に出たお子さんなので、他市と保育園だけでお願いしますというようにお答えをいただいたりした経緯がございまして、今、実際に他市と保育園だけで連携をしているという形になります。なので、情報共有だけでもしていただくと、保育園としては安心かなというふうに思っていますので、そういったシステムもきちんと構築していただけるとありがたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。以上です。

【こども家庭センター所長】

ご意見ありがとうございます。事例については後ほど伺うところで、ただ一方で、うちの個別ケース検討会議いろんな会議体の中で私ども要対協の調整機関として、関わる関係機関につきましては、必ずお声掛けするとか、そういった連携の方は、ケースごとにやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【上林委員】

今、ケース取りこぼしのときのケース移管の時期がちょっと散見されるような、こういうときに起きるっていうのがあったんですけども。ちょっと時期の話を申しますと、皆さんご存知の通りやっぱこの8月、休みの日っていうの

は、虐待が起こりやすいというふうには言われていると思います。お子さんと保護者様の時間が長くなればなるほど、育児にちょっと疲弊している保護者さんからの虐待が起きやすいっていうんだったり、また学校さんがいないことで一つ学校さんの目だったり保育園幼稚園からの目が一つ減ることでちょっと虐待の早期発見がまた難しくなったりだとか、あとは学校で給食が食べられないために、食事の回数が減るお子さんも中にはいるということで、そういったところから食後、虞犯行為に走るこどももいる。ということなので、実際うちの方にも、やっぱり長期休みになるとこどもを預かってもらえないかっていう電話があったり、メールがあったりそういったときには、こども家庭センターだったり児童相談所の方に適切に情報共有をしている次第ではありますが、やはりちょうど今、8月入りしましたので、うちの方もこどもがずっといますので、職員の方も大変ではあるのですが、やはり船橋市のご家庭においても、この長期休みってというのが一つ気になってくるのかなと思いますので。何が言いたいかっていうのはないんですけどもちょっと時期的なところで、今月は少し勝負なのかなというところがあります。以上です。

【鈴木会長代理】

ありがとうございます。他にありますでしょうか。無いようでしたら、次に議題（3）船橋市児童死亡事例対応検証報告書への対応について、報告をいただきますと思います。こども政策課より説明をお願いします。

〔3〕議題（3）船橋市児童死亡事例対応検証報告書への対応について

【こども政策課長】

こども政策課です。

資料3「児童死亡事例対応報告書への対応について」をご説明いたします。

2ページをご覧ください。

令和5年7月、船橋市で生後11か月の男児が死亡するという痛ましい事例が発生したことにより、本市は、船橋市児童死亡事例対応検証委員会を設置し、今後の取り組むべき課題とそれに対する方策を提言することを目的として、資料記載の委員の皆様にご議論いただいております。

令和6年8月から5回の会議を経て、令和8年3月25日、委員長から市長に児童死亡事例対応検証報告書が提出されております。

本日は、この報告書における提言を受けまして、各所管課でこれまで取り組んで参りました内容をご説明いたします。

資料は、組織や関係団体などの表記は、当事者のプライバシーに配慮し、所管事務の内容やアルファベット表記で記載しておりますので、ご了承いただ

ればと考えております。

次に「2事例の概要等」です。本児は、令和4年8月にA市で出生、ネグレクトの疑いの通告があり、A市児童相談所は本児を一時保護いたしました。令和4年9月初旬に、本児はまだ一時保護中でしたが、A市から本市に転居し、令和5年4月にE保育園入園、一時保護が解除されました。

A市児童相談所と県児童相談所はケース移管の協議を開始し、令和5年6月にケース移管が完了しております。本家庭は令和5年6月に市内転居し、それに伴い本児はE保育園を退園いたしました。

令和5年5月と7月6日に個別ケース検討会議を実施しておりましたが、令和5年7月26日に本児が救急搬送され、その後、死亡が確認されたというものです。右は本家庭の世帯構成でございます。

3ページをご覧ください。資料は、上段で、本事案を検証していくなかで現れた「問題点・課題」を左に「提言」を右に整理をしております。中段に「実施した主な取組み」を、下段に「今後の方針」を整理しております。

それでは、提言の順番に従いまして、ご説明させていただきます。

提言1「児童虐待に関する基本的理解と対応力の強化」でございます。

「問題点・課題」の一つ目は「関係機関職員の持つ児童虐待に関する基礎知識が不十分であった。」ことです。これについて、「関係機関職員の資質向上」として、各機関の役割に応じた研修を企画・実施することなどの「提言」をいただいております。

ご提言を受け「実施した主な取組み」は児童福祉担当課では、児童ホーム、放課後ルーム職員に対し、虐待対応並びに予防に関わる研修を実施したほか、市児童虐待対応マニュアルの改定に着手いたしました。

また、講師を招き、要保護児童及びDV対策地域協議会全体会にて研修を実施いたしました。

そのほか、福祉支援担当課、母子保健担当課、保育担当課においても、職員に対する指導や研修を行っております。

「今後の方針」として市児童虐待対応マニュアルなどを活用し関係機関等に対して研修を実施してまいります。

4ページをご覧ください。二つ目は「傷あざ等の把握に伴い、リスク評価の見直しについて検討が必要であった。」こと、「より丁寧に関係機関との情報共有する必要性があった」ことです。

これについて、「組織的な支援方針の検討・決定」として、要対協を構成する関係機関は主体性を発揮して見解を表明し、情報を提供することで、連携を図り、関係機関相互の意見を尊重した合意形成により方針決定を行うことなどの「提言」をいただいております。

「実施した主な取組み」は児童福祉担当課においては、定期的な情報提供に加え、児童虐待の兆候を把握した際は、速やかな通告と通告先への情報提供を依頼し、通告元がこどもの所属機関や関係機関である場合は、傷あざ等の写真等の提出が可能か聴取しております。

保育担当課では、写真を撮影し、関係機関から求めがなくとも迅速に情報提供することといたしました。

母子保健担当課では、客観的な事実に基づく再アセスメントの重要性について再確認をしております。

児童福祉担当課では、可能な範囲で写真撮影または形状の図解記録を提案し客観的な状況の把握と共有に努め、実態に即したアセスメントにつながるよう努めております。

「今後の方針」として市児童相談所とこども家庭センターは月1回の進行管理会議や毎日の合同受理会議、週1回程度の引継ぎ会議などの会議体を活用し、連携を図り方針検討を行っていきます。

5ページをご覧ください。提言2「家庭に寄り添う支援の実施」でございます。

「問題点・課題」は「本児の転退園に伴うリスク評価をより慎重に行う必要があった」ことです。

これについては「提言」を3ついただいております。

一つ目が「養育支援の活用」として、家庭全体の養育力のアセスメントにより保護者を含めた包括的な支援を実施することなどの「提言」をいただいております。

「実施した主な取組み」は母子保健担当課では、利用できる支援サービスについて積極的に情報提供を行い、児童福祉担当課では、家事援助を行う子育て世帯訪問支援事業や助産師を派遣する養育支援訪問事業を導入しております。また、必要に応じて保育園の入園にあたり配慮通知を発出しております。

保育担当課では、配慮通知が発出された場合には、要件書類の提出を省略可能とする運用へ変更を行っております。

6ページをご覧ください。

二つ目が少しでも手続き面や費用面での負担軽減を図り「利用しやすい養育支援サービスを提供」することでございます。

「実施した主な取組み」は母子保健担当課では、特定妊婦産科受診等支援事業など所得に応じて自己負担額の減免を行い、児童福祉担当課では、子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業の利用者負担は無料としております。また、登録里親を受け入れ先としたショートステイ事業の準備を進めています。

7 ページをご覧ください。

三つ目が「母子保健の支援の在り方」として保護者に対し丁寧に関わり、予防的な視点をもって支援に臨むことなどの「提言」をいただいております。

「実施した主な取組み」は母子保健担当課では、月 1 回の事例検討会を継続して実施し、支援を求めない保護者など行政の支援が入りづらいケースについて取り上げて検討いたしました。

児童福祉担当課では、母子保健間会議を月 1 回実施し、母子保健担当課と連携しハイリスクの個別ケースを役割分担して支援しております。

8 ページをご覧ください。

提言 3 「要対協の在り方」でございます。

「問題点・課題」の一つ目が「個別ケース検討会議は関係機関が一堂に会して情報共有や協議を行う貴重な場であることの重要性について、更なる理解が必要であった」ことです。

これについては、「個別ケース検討会議への参加と決定事項の取り扱い」として、個別ケース検討会議に各機関は必ず出席し、出席要請の際は関係機関が主体的に出席するよう働きかけること、決定された支援方針などは組織として意思決定したうえで支援を実施することなどの「提言」をいただいております。

「実施した主な取組み」は児童福祉担当課では、個別ケース検討会議の開催にあたって、全ての関係機関に開催目的を伝え参加を促している。また、庁内には必ず出席することとして、担当者が出席できない場合は代理出席を促しております。そして、会議結果を踏まえ方針会議で援助方針を決定し支援を実施しております。

また、福祉支援担当課、母子保健担当課、保育担当課は、担当課としての役割を認識したうえで必ず出席することにしております。

9 ページをご覧ください。

二つ目は「個別ケース検討会議の会議録について、情報共有の仕組みが必要であった」ことです。

これについて、「個別ケース検討会議における会議録の作成と共有」として、会議録作成者を明確にし、関係機関で共有することなどの「提言」をいただいております。

「実施した主な取組み」は個別ケース検討会議の会議録は調整機関である児童福祉担当課が作成することとし、欠席した機関とも共有することとしました。

10 ページをご覧ください

三つ目は、「新たに連携する必要が生じた部署との情報共有や連携の仕組み

が整っていなかった」ことです。

これについて、「情報共有体制の構築」として、各関係機関が対象ケースの情報共有の在り方を見直すことなどの「提言」をいただいております。

「実施した主な取組み」は児童福祉担当課では、県児童相談所と２者で会議を毎月実施し、支援対象児童等の支援状況を共有しております。また、３か月に１回の全体会議で児童福祉担当課と県児童相談所の全件リストを関係機関に共有するとともに、新規ケースと終了ケースについて毎月情報共有しております。

１１ページをご覧ください。提言４「児童相談所と市関係機関との連携」でございます。

これは市児童相談所設置の際に対応を求めるものとして、ご提言をいただいたものです。

「問題点・課題」の一つ目が「一時保護中の転居やケース移管協議中の転居という複雑な状況下で、柔軟な対応が求められる状況であった」ことです。

これについて、「ケース移管の時期と関係機関との連携」として、転居前後を所管する両児童相談所は移管前の段階から積極的に連携し関係機関との情報共有を図ることなどの「提言」をいただいております。

「実施した主な取組み」は県児童相談所と児童福祉担当課により、毎月進行管理会議を実施し、一時保護児童の情報共有と新規受理、援助終了ケース等について共有並びに意見交換等を行っております。

「今後の方針」として市児童相談所開設後も、要対協事務局であるこども家庭センターと市児童相談所で、一時保護児童の情報共有を継続し、要対協の仕組みにより、関係機関による主体的なケースへの支援や継続した参画につながるよう市関係機関の一体的な支援を構築いたします。

１２ページをご覧ください。二つ目は、１０ページの再掲ですが、「新たに連携する必要が生じた部署との情報共有や連携の仕組みが整っていなかった」ことです。

これについて「新規に関係機関となった組織との連携」として、市の児童相談所は、新たに関与する関係機関に対し情報を提供するとともに、必要な説明を行うことで、円滑な支援の実施に繋げることを「提言」をいただいております。

「今後の方針」として、市児童相談所とこども家庭センターとの協働により、要対協を活用して、市内の関係機関が主体的に児童虐待対応及び未然防止に関われるよう、情報共有及び役割分担を行ってまいります。

資料のご説明は以上でございますが、各所管において実施している取り組みに

については、来年度、児童福祉審議会の死亡事例等検証部会にて、令和8年度に実施した取組みの内容、状況をご報告し、ご評価をいただきたいと考えております。

【鈴木会長代理】

では、一旦ここで質問をお受けしようと思います。議題（3）の児童死亡事例対応検証報告書への対応につきまして、どなたかご質問ございますでしょうか。

【松本委員】

提言1の児童虐待に関する基本的理解と対応力の強化で、実施した主な取組みで、保育園の方へ傷あざ等が確認できた際には写真を撮影しというところなのですけれども、この子に関しては保育園だったと思うのですけれども、学校の方にも同じことが起こり得るわけなのですが、市内の学校の方にも同じように重要な証拠の保全、同じような取組みを行われているのでしょうか。

【こども家庭センター所長】

そちらもですね、表の記載の児童福祉担当課の取組み内容に書いてあるのですけれども、虐待の通告となった際は人定をし、通告元がこどもの所属機関や関係機関である場合は、傷あざ等の写真の提出ができるかどうか聴取していると、そういったところでは関係機関の中に学校等も含んでおります。以上でございます。

【上林委員】

私が思うポイントなのですけれども、母が妊娠35週まで妊婦健診未受診があったっていうところも一つのポイントなのかなと思います。7ページに書いてある家庭における支援というところで支援を求めない保護者に対してというご提言があるのですけれども、このお姉ちゃんが2歳にいるんですよね。この子のときに妊婦健診はどうだったのかだったり、また2歳のお姉ちゃんるときはもしそれがやれていたのだったら、なぜ下の子のときにはそれができなかったのかっていう、お母さんができなかったのかっていうところも何かがあったのかだったり、またこのお姉ちゃんの時、例えば特定妊婦に指定されていたのか。だとしたら下の子も多分見守り家庭になりますので、次の子を妊娠したときには特定妊婦として特定されるのかなと思いますし、またお姉ちゃんるときに妊婦健診、乳児健診等は受けていたのか。そうすると1歳半健診ぐらいのときにはお腹が目立ってきているのかなと。またそういった健診等のところで、

どうだったのか。ここで過去はどうだったのかっていうところを問うというよりは、こういったケースの場合には、なぜ未受診だったのかっていうところをフォローしていかないと、多分このお母さんはまた同じことを繰り返すだろうし、同じようなお母さんが生まれてしまう可能性もありますので、こどもが生まれてから死亡に至るまでの提言がずっと続いておりますが、その前の段階で何ができたのかっていう、どこで気づけばよかったのかっていうところを、もう一つ入れていただけたらというふうに思いました。以上です。

【鈴木会長代理】

ありがとうございます。いただいた意見を参考にさせていただきます。他にございますか。

【岩橋委員】

一時保護のこどもたちを預かる里親の立場として、あざを見つけれたりいろんな怪我を見つけれたりっていう場面もあります。今後船橋市からのショートステイ、直接の里親への委託等も始まっていくかと思っておりますので、必ず事前に児童相談所の方でその辺の確認をした上で一時保護の委託だったり、ショートステイへの移行っていうのをしてほしいと思います。慣れてない里親さんたちは最初、こどもが来たときにそこを確認せずに何日か過ごした後にみつけれたりなんかして、そういう場合里親さんが疑われるというようなケースになりかねないことかなと思いますので、その辺の確認はきちんとしていただきたいなと思っております。

【鈴木会長代理】

では、事業の検討を進めている児童相談所の方で、今、いただいたご意見を参考に体制を整えてください。他にご質問ございますか。

【大塚委員】

医師会理事の大塚です。私はここで関わって死亡事例検証委員会の方に初めて関わらせていただいて、非常に死亡事例は本当はない方がいいんですけども、やっぱり関わってとても勉強になったといいますか、学ぶことが多かったです。例えばやっぱりさつき松本先生がおっしゃったり、豊田先生がおっしゃったように転居とか引き継ぎみたいところにやっぱりどうしても隙間ができる。引き継いだ方はもう手を離れたと思ってしまったり、受け取った方はまだ関係作りもできてないってところは、本当に手薄になっちゃうことがあって、あとはその引き継ぎはもちろんいいんですけど、このケース多分、ネグレクトでき

ていたんだけど実は身体虐待があったっていう、変わってくるということの意識を持つとか、あと連携もやっぱり難しいなと思ったのが連携の機関同士で多少の温度差があったり、力関係じゃないですけど、これはこれでいいのかなって思っても、例えば児相が言っているのだったら大丈夫だろうとか、そういうところも非常にあって、かまぼこ切ったみたいに、自分のところはここだけやればいいんだっていうよりは、やっぱり全体を見る中の自分の施設・機関がどこを見るのかっていう視点を持って、ちょっと重なっておくとかいう意識がないとこういうことが起きてしまったなって学びましたので、ご参考になさってください。以上です。

【鈴木会長代理】

ありがとうございます。ではこども政策課の方から、本件に関わったような担当課の方にも、今いただいたご意見をちゃんとお伝えするようにお願いします。他にこの議題につきましてございますでしょうか。無いようでしたら、次に議題（４）の関係機関の取り組み状況について、ご報告をいただきたいと思います。最初に千葉県女性サポートセンター太田委員よりご説明をお願いいたします。

【３】議題（４）関係機関の取り組み状況について

①女性サポートセンター

【太田委員】

千葉県女性サポートセンターの太田です。日頃から皆様にお世話になっておりまして、感謝申し上げます。それでは資料に添って説明させていただきます。女性サポートセンターは女性相談支援センターという位置づけとあと配偶者暴力相談支援センターとしての機能を併せ持っておりまして配偶者や交際相手からの暴力、夫婦不和、ストーカー等、被害女性の抱える諸問題について広く相談を受け付けております。相談を受けた場合には傾聴し、必要な支援に繋ぐというようなことをしてございます。また緊急に保護することが必要な場合につきまして一時保護を実施してございます。昨年度の電話相談の件数は８４２１件でした。その内DVが２５９５件と約３割がDV相談となっておりまして、あと２４時間受付してございますので、半数弱が夜間に電話がかかってきてございます。一時相談につきましては、３番の一時相談入所者数は７年度１３３名でした。うち１０２名がDVでございました。そのうち同伴者といまして１４０名、大体乳児幼児小学生とこの年齢で９０％を占めております。一時保護の入所日数につきましては長期化する方もいらっしゃいます。やはり

複雑複合化してお子さんが特定特殊なものを持っていたり疾患だったりとかご本人が精神疾患とかいうようなことがございましてなかなかご入所先が見つからないというようなことで大体1ヶ月ぐらいいる方というのもしらっしゃいます。あと生活をしてDVを受けて今度、母子世帯になるのか単身になるかと思いますが、そういう形で生活保護を受けるというようなことで各市町村の方で生活保護を受給するのに申請してから2週間から1ヶ月かかるというようなこともございまして、入所自体は基本2週間って言っているのですが、2週間を超える人が結構いらっしゃいます。あと日頃感じることにしまして皆さんも同様に感じているかと思うのですが、一時保護する女性の約8割はDV被害者と申し上げましたが、典型的なDV被害者、DVだけというのがなかなかなく、ご本人が精神疾患や発達特性を抱えていたり、お子さんが発達特性を抱えているというようなことで育児が上手にできなくてそのことで夫から精神的DVを受けているケースやお子さんの虐待と妻の身体的DVが併存しているケースに、あとは最近、認知機能の低下によって家事ができなくなった高齢の女性が、夫から暴力を受けて家を追い出されてというようなことで、高齢女性なども一時保護しています。1人の女性が様々な問題に直面しているケースが増えてきているんだなというふうに感じております。先ほどの船橋市の今の事例の中でもネグレクトと言っていたんですけども、その前としてはそのお母さんがもしかしたらDVを受けていたのかなってちょっとそれはわからないんですけども、そういったような先ほど委員の皆様、先生からあったけれど、そういったいろんな面の視点っていうのが今後本当に必要になってくるんだなというふうに感じています。ですので支援に当たりましては、うちは一時保護を受けた際、市町村と関係してその方の支援をどうしていくかっていう話で転居先は探していくんですけども、そういった中でDVなどで女性支援の窓口が一番初めに相談に行ったかもしれないけども、実際その家庭がどういう家庭か、その人がどういうものになっているかっていうと、高齢者だったり障害だったりこどものところだったり、そこを担当するときは、一体となってやっていたかなければ本当にいけないのかなっていうのを実感として感じております。先ほどから部長の方にお話が合ったかと思しますので、そういったことが今後本当に、大変になってくるのかなというふうに思います。とはいえ、行政はやはり法律にのっとった形で一時保護っていうのも緊急性だったりDVの障害だったりそういったようなことも考えて制限、保護するための制限みたいなのはやっぱりあるのかなと思いますので、そういった中でやっぱり民間の方っていうのが、我々ができないことっていうのがあると隙間を埋めていただくような支援ができて、お互いにできていけばいいのかなというふうに感じております。いろいろ申し上げましたが、引き続き皆様と連携をさせてい

ただきたい、よりよい支援へ繋げていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【鈴木会長代理】

ありがとうございます。ご質問については、次に警察様のご報告の後に伺います。

では「船橋警察署」内間委員よりご説明をお願いいたします。

【内間委員】

船橋警察署生活安全課長の内間でございます。皆様には諸般警察へのご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。ここでは私の方から児童虐待、そして警察ではDVの取り扱いの関係でお話させていただきたいと思います。資料5をご覧くださいと思います。こちら上の表と下の表でわかれておりますが、上の方が児童虐待の令和4年からの船橋警察署管内での児童虐待の取り扱い件数となっております。ご覧の通り、例年200件を超える児童虐待の通報ということで高止まりの状況が続いているというところがございます。一番多い項目といたしましては、心理的虐待が最も多い項目となっております。心理的虐待につきましては、下のDV等絡むものがほとんどというところとなっております、続きまして、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順番で取り扱いのケースというふうになっております。

下のDVの表の方をご覧ください。DVにつきましては、110番、加入通報等で男女間トラブルということで、夫婦げんかであったり、内縁状態の夫婦のトラブルという形で認知して取り扱うことが多いです。ほとんどの場合が口論を伴う夫婦げんか、それを面前で目の当たりにした児童に対する心理的な影響ということでの心理的虐待ということで通報することがあるというところになっております。さらには面前でDVを行っている状況であったり、そのDVから子どもを止めに入った子どもを叩いてしまうとか、そういったところで関連づいていくのかなというところとなっております。DVへの取り扱い件数につきましては、例年、このような件数となっているんですけども、保護命令っていうところですね。DVに関わる保護命令につきましては、例年1件2件という形にはなるんですけども、去年は4件という形で、保護命令件数が多かった年ということになっております。幸い、保護命令違反での検挙というのは、船橋署管内ではここ数年は起きていないというところになっておりますが、千葉内では、ちらほらDVの保護命令を受けたにも関わらず、子どもを探してやってくる、妻を探してやってくるとか、そういった形で検挙される保護者もいらっしゃるというところですね。DVをケース等で認知した場合は、まず何を念頭におく

かということ、もちろん警察ですので事件化を念頭に動いていくという形になっております。検挙件数のところで、他法令という項目ありますけれども、こちらの方で夫から妻、妻から夫、または親から子どもをこういったところで障害だとか、脅迫、あとは例えばバットだとか木刀を振り回すだとか、そういった暴力行為処罰法とかそういったところでの検挙となっております。これはほとんどの場合が逮捕する事例に繋がっております。逮捕の要件といたしまして、罪証隠滅のおそれという形がありますけれども、こういった被害者の生命身体を守るという場合もこういった対応という判断を出すという場合があります。その他、援助という項目におきましては、援助申し出書で避難の措置であったり、あとは警察署の施設を借りて相手方と話をするとか、そういった形で対応しているということもあるというところで、避難措置などにつきましてはですね、関係機関の方との連携を持って、させていただいております。こういった警察対応につきましては船橋東警察署の方も概ね同じような対応という形になっていると思いますので、よろしくお願いいたします。警察からは以上です。

【鈴木会長代理】

はいどうもありがとうございます。本来でしたら船橋東警察署様からのご報告いただるところですが、先ほど事務局から説明があった通り、急遽、欠席となりました。状況については資料6の通りとなっております。

それでは、ここで一旦質疑をお受けしたいと思います。議題（4）の関係機関の取り組み状況について、ご質問等ございますでしょうか。

【山本委員】

青い鳥ホームの山本です。

外国人の親子がとても多い状況であると思います。うちに一時保護、女サボさんの方からの一時保護にしましても、入所にしましても、外国人の親子がとても増えてきているなっていうふうに感じるんですけども、このところ言語が通じない親子さんが多く入ってきております。やはりそのこともこ家センさんと協力しながら、今後日本語が通じない親子をやっぱり次へ繋げるところも、また生活して地域に出すところも、検討していかないといけないんじゃないかなと思ひまして、一緒にやっていければいいなっていうふうに思っております。以上です。

【こども家庭センター所長】

外国人の方が多く増えてきているというところでは認識しております。市の組織として国際交流課等、言語の関係で連携をしているところでございますの

で、そういったところとも庁内で連携して、一緒に力を合わせて、支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

【鈴木会長代理】

他にございますでしょうか。無いようでしたら、次に議題（５）児童相談所とこども家庭センターの取り組み状況について、まず事務局から説明してください。

〔３〕議題（５）児童相談所及びこども家庭センターの取り組み状況について

【事務局】

資料７につきましては、千葉縣市川児童相談所様より令和７年度の児童相談所の取り組み状況についてご報告いただいております。恐れ入りますが本日は資料のみの配付とさせていただきます、詳細な内容についてはご覧の通りとなりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【こども家庭センター所長】

こども家庭センターの吉澤でございます。

資料８「こども家庭センターにおける相談実績等」について説明させていただきます。資料をご覧ください。

初めにこども家庭相談及び母子保健相談によせられた相談実績について説明させていただきます。

（１）の「相談件数」ですが、令和８年４月のこども家庭センターの開設に先立ち、令和７年４月から家庭児童相談室と、母子保健の相談窓口を統合いたしました。これにより相談実績の表の令和７年度の数値より、母子保健の相談件数を含んだ件数を記載しています。

統合により令和７年度の相談件数は、１９８０件と大幅に増加しておりますが、母子保健相談数５６７件を除くと、１４１３件となり、昨年度と同程度、そして高止まりという状況でございます。

次に、表下段の相談種別件数をご覧ください。オレンジ色の虐待相談については、令和６年度より増加しているものの、令和５年度以前の件数並でございました。

水色の育成相談については、令和６年度から急激に増加していますが、母子保健部門との統合により、母子保健機能を有したことで、「育児・しつけ相談」や「不登校相談」「性格行動相談」の相談を受け付けたことが要因です。同様に黄色の保健相談の増加についても、低体重児や疾患のある児に関する相談を受け付けたことが要因です。

次に、灰色の「養護その他」の減少要因は、令和6年度同様、養護の相談が入った際、養育に心配がある育成相談なのか、それとも虐待としてネグレクトに近い状況なのかという判断をする場合に、より重い種別の虐待相談として捉え、慎重に調査を行うようにしたことが要因と考えられます。

茶色のその他については、相談の多くはこどもの相談以外の内容です。内容としては、夫婦間の相談や保護者の体調面等の相談が多く含まれています。

次に、2ページをご覧ください。(2)の①、虐待相談の種別の内訳です。

年齢別でみると、0歳から6歳までの未就学児童の件数は 337件、46.8%と約半数を占めております。また、小学生は282件、39.2%でした。

右側、中央の円グラフは虐待相談の種別別内訳です
身体的虐待が288件で40%と最も多く、次いで心理的虐待が256件で35.6%でした。

次に、②の主な虐待者の内訳では、実母が444件、61.7%と最も多く、次いで実父が239件、33.2%でした。

③の経路別受付件数の内訳ですが、学校・教育委員会からが146件と最も多く、次いで、児童福祉・母子保健部門からが141件、家族・親戚からを合わせると134件でした。

次に資料の3ページをご覧ください。ここからは女性相談室によせられた相談実績について説明させていただきます。

(3) 相談件数をご覧ください。女性相談室における、令和7年度の相談件数は2885件で令和6年度と比較し70件の増となっており、高止まりの状況が続いております。相談件数のうち、暴力に関する相談は647件と、相談種別の中で最も多く約2割ございました。

なお、この表の「暴力相談件数」とは、配偶者からの暴力だけでなく、交際相手や 親族からの暴力に関する相談も含まれています。

次に、(4) 令和7年度の相談内容の内訳をご覧ください。

(3) でご説明した暴力647件のうち、配偶者に限定した暴力の相談件数は600件であり大半を占めております。相談内容は、多いものから「精神・医療関係」「暴力」「家族関係」となっており、内容としては、夫婦間や親密な間柄にある関係のトラブル、姑や兄弟または子どもとの関係が悪く生じているトラブルなど人間関係に悩んでいる方が多い傾向がみられます。

最後に(5) 一時保護件数です。DV 被害者等からの相談を受ける中で、一時保護が必要なケースについては、千葉県女性サポートセンターへの入所により身の安全を確保する場合がございます。その件数ですが、令和7年度は10件となっており、こども同伴で入所となったケースが6件ございました。説明は

以上でございます。

【松本委員】

今日の議題から少し外れてしまうのですが、児童家庭支援センターが船橋市で今二つ、うちが令和7年度、青い鳥さんの方が4月から活動しておりますので、そのお話を少しだけさせていただければと思います。ご存知かと思うんですけども児童家庭支援センターは、行政から委託を受けておりまして基本的に相談無料で子育ての相談を無料で受けるセンターです。大体職員4人から4、5人ぐらいで運営している事務所が多いかと思います。民間の組織です。うちの今のところの概ねの実績なんですけれども、大体月延べ300件ぐらいの相談に応じています。これはメールでしたり電話でしたり、事務所に来ていただいたり訪問したりっていうことで全ての件数入れるとこのくらいになっています。5割ぐらいがご家族、ご本人から子育てに悩むお母さんやお父さんから相談を受けていると5割ぐらいが関係機関から保育園であったり放課後デイだとか、児童発達支援の相談員の方からそれから医療機関、そして児童相談所、こ家センさんの方からも並走支援などのご相談をいただいています。延べにすると300人ぐらいなんですけれども、現在約30名近くのお子さんに関しまして、児相さんと並走支援をしているというような状況もあります。特に土曜日、日曜日に訪問したりして少しご家庭の安全を見守っていることもしております。現状報告なんですけれども、皆さんと協力しないとそのご家族の支援をしていけませんので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木会長代理】

児相もこ家センも児童家庭支援センターさんと協力しながら、自分たちの家庭の支援を進めていく所存でございますので、引き続き各課からいろいろ協議おそらくあると思いますので、よろしく願いしたいと思います。その他に何かご質問ございますでしょうか。

【大塚委員】

医師会の大塚です。

本当に7月に無事に開設できて、これまでご準備いただいた児相の方々お疲れ様でした。これからもよろしくお願いいたします。早速私の見ている患者さんのお子さんが、7月の本当に2日か3日ぐらいに保護されて、この間見に行ったところですが、お父さんが患者さんだったんですけど、先日、児相の方がご連絡いただいて情報共有したんですけど、なかなか結構複雑なケースだと思うので組み立てればいいかなと思ってたところです。医師会としては非常に理

事の先生方とかでも協力的で頼もしいのですけども、船橋市って医師会と行政が珍しく仲が良いと聞いているので、もしかしてまだ出来たばかりで理事の先生もいろいろお考えがあったりとかして、何か外部からいろいろ意見があるかもしれませんけれども、それは信頼関係があって故のことだと思って、ぜひご検討していただけたらと思っています。その代わり医療面で医師会としては、協力するところは、何なりとお申し付けください。ぜひこれからよろしく願います。以上です。

【鈴木会長代理】

ありがとうございます。医師会様には開設前から、松本先生を初め研修会など市の職員を誘っていただいて参加させていただいたことも聞いております。開設後も嘱託医の方々、医師会の先生をお引き受けいただいた方々、ありがとうございます。今後も引き続き連携させていただいて、お願い事ばかりになってしまうかもしれません。どうぞ引き続きよろしくお願いしたいと思います。その他にご質問ご意見ございますでしょうか。

はいそれではないようですので、これにて本日の議題は全て終了いたします。児童虐待案件やDV案件につきましては、皆様方のご協力をいただきながら、当協議会全体として取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回代表者会議を終了させていただきます。なお、本会議室につきましては、次の予約が入っている関係で準備でき次第、すぐのご退室にご協力をお願いします。

本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございました。